



欧州特許付与申請

規則 40(1)により先願に対し追加提出される書式 1001 日付

ファックスにより提出済みの出願の確認状 日付 付属

当局使用欄	
1 出願番号	<input type="text" value="MKEY"/>
2 受領日(規則 35(2))	<input type="text" value="DREC"/>
3 欧州特許庁受領日(規則 35(4))	<input type="text" value="RENA"/>
4 提出日	<input type="text"/>

5 欧州特許付与と第 94 条による出願審査をここに申請する。

許容非 EPO 言語による審査申請(注 II、5 参照)

5.1 出願人は出願手続き続行について問い合わせを受ける権利を放棄する(規則 70(2))。

6 出願人又は代理人の照会情報(最高 15 キーストローク)

出願人

7 氏名

8 住所

9 通信用住所

TRAN

FILL

出願人の照会情報

- 10 居住国又は主たる事業所
- 11 国籍
- 12 電話
- 13 ファックス

- 14 その他出願人を別紙に記載

代理人

FREP

- 15 氏名
(欧州特許登録簿に記載され、連絡事項を通知する、代理人又は代理人組合を1つだけ記入してください)

- 16 事業所住所 et al

- 17 電話

- 18 ファックス

- 19 その他代理人を別紙に記載

認可状

GENA

- 20 同封

- 21 一般認可登録番号

発明者

INVT 20

- 22 出願人は単独発明者である。

- 23 発明者指名状を添付

- 24 発明の名称 TIDE TIEN TIFR

出願人の照会情報

25 優先権宣言(規則 52)

PRIO

下記出願について優先権をここに主張する:

当局使用欄			
01			
02			
03			
04			

国/	提出日/	ファイル番号/
01		
02		
03		
04		

25.1 その他優先権宣言状を別紙に記載

25.2 本願は先願の完全翻訳にあたる。

 01 02 03 04 その他

25.3 (更なる)優先権宣言状を提出する意向はない。

26 提出済み出願の参照

EAPP

26.1 提出済み出願を参照する。この参照を明細書と図面の代わりとする(規則 40(1)(c)、(2))。参照先の出願は下記のとおり:

当局使用欄		

国/	提出日/	ファイル番号/

26.2 提出済み出願に対する参照をクレームの代わりとする(規則 57(c))。

26.3 提出済み出願の公認コピー(規則 40(3))

 添付。 後ほど提出。

26.4 提出済み出願の翻訳(規則 40(3))

 添付。 後ほど提出。

27 分割出願

PANR

出願は下記先願に基づく分割出願である。

先願番号

--	--	--	--	--	--

DFIL

出願人の照会情報

28 第 61(1)(b)条出願 EANR
 出願は第 61(1)(b)条出願である。 先願番号

29 クレーム CLMS
 クレーム数

29.1 添付のとおり

29.2 提出済み出願のとおり(26.2 節参照)

29.3 後ほどクレームを提出

30 図 DRAW 2
 図(右欄に番号を記載)とともに要約書を公開することを提案

31 締約国指定 DEST
 欧州特許出願時の全 EPC 締約国*が指定国とみなされる(第 79(1)条参照)。

32 締約国ごとに異なる出願人 APPR 02
 出願人の氏名と指定締約国:

* 本書式の印刷時点で 36 の締約国がありました。具体的には次のとおりです。
 オーストリア / ベルギー / ブルガリア / スイスとリヒテンシュタイン / キプロス / チェコ共和国 / ドイツ / デンマーク / エストニア / スペイン /
 フィンランド / フランス / イギリス / ギリシア / クロアチア / ハンガリー / アイルランド / アイスランド / イタリア / リトアニア / ルクセンブルグ /
 ラトビア / モナコ / マケドニア旧ユーゴスラビア共和国 / マルタ / オランダ / ノルウェー / ポーランド / ポルトガル / ルーマニア / スウェーデン /
 スロベニア / スロバキア共和国 / サンマリノ / トルコ

出願人の照会情報

33 欧州特許拡張

EXPT

本願は、欧州特許出願とこれに付与される欧州特許を非 EPC 締約国へ拡張するための要請とみなされ、これにより出願の提出日に拡張協定が発効します。ただし所定の期限内に拡張料金が支払われなければ、要請は取り下げられたものとみなされます。

33.1 現在、右欄にばつ印の付いた国の拡張料金を支払う意向がある。

注: 支払期限が切れる前に欧州特許庁が別段の指示を受ける場合を除き、ここで指定された国に限り、自動引き落とし手続きによる拡張料金の引き落としが行われます。

- アルバニア
- ボスニア・ヘルツェゴビナ
- セルビア

<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

本書式の印刷後に拡張協定が発効する国、又は先願提出日に拡張協定が存在した国のスペース(第 76(1)条)

34 生物物質

BIOM 1

34.1 発明は規則 31 のもと預託された生物物質を使用する、及び/又は同生物物質に関係する。

a 規則 31(1)(c)による必要情報(預託機関と受入番号)は出願の技術文書(ページ、行を右欄に記入)に記載。

ページ	行

b 提出日に受入番号が不明の場合、出願の技術文書(ページ、行を右欄に記入)にて預託機関と預託者の識別情報(名前、記号、その他)を参照。

ページ	行

情報は後ほど提出

34.2 預託機関発行の預託受領書

同封 後ほど提出

出願人の照会情報

35 出願人以外によって生体物質が預託された場合

預託者の氏名と住所

35.1 規則 31(1)(d)による認可状

添付

後ほど提出

36 規則 33(2)に従い要請者からの契約権利放棄状を添付。

37 出願人は規則 32(1)のもと、34 及び 35 節の生体物質が専門家に対するサンプル発行に限り入手可能となることをここに宣言する。

BIOM 3

38 **ヌクレオチド及びアミノ酸配列**

SEQL 1

38.1 規則 30(1)に従い配列リストを明細書に記載(ペーパー提出)。

後ほど提出

38.2 38.1 節の配列リストのコピーを電子データ記録媒体にて同封。

38.3 出願人は、電子データ記録媒体に記録された情報がペーパー提出される配列リストと同一であることをここに表明する。

更なる指示

39 欧州調査報告書に引用された文書の追加コピーを要請。

追加コピー数

ASOC

40 料金に関する規則第 9(2)条による調査料金の払い戻しを要請。

41 調査報告書のコピーを添付。

出願人の照会情報

- 42 **自動引き落とし依頼**
(EPO 預金口座保持者のみ)

DECA

自動引き落とし手続きの制度により預金口座(右欄記入)から
料金、費用を引き落とすことを、ここに欧州特許庁に許可する。

預金口座番号

口座名義

- 43 払い戻しは EPO 預金口座(右欄記入)を行う。

預金口座番号

DEPA

口座名義

- 44 本状同封の所定文書一覧を受領書に表示(本状 8 ページ)。

- 45 第 133(3)条、第 1 文のもと一般認可状を所持する従業員

番号

- 46 **出願人又は代理人の署名**

署名の下に氏名を印刷してください。法人の場合は社内の地位
も印刷してください。

場所

日付

署名

出願人の照会情報

